平成２６年（フ）第１０３６１号
埼玉県草加市金明町347―５―306
債務者　増子　　充
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　文佳
4　破産債権の届出期間　平成26年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月15日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４７５号
東京都目黒区目黒２―14―13―1103、住民票上の住所青森県弘前市大字城西１丁目３―５
債務者　大友　秋美
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大薮　直樹
4　破産債権の届出期間　平成26年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月15日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４８４号
東京都清瀬市元町１丁目14―６―103
債務者　竹田　典史
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　　栄
4　破産債権の届出期間　平成26年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７１５号
神奈川県海老名市上今泉１丁目17番14号
債務者　太田　正孝
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土井川哲也
4　破産債権の届出期間　平成26年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月19日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７１６号
神奈川県海老名市上今泉１丁目17番14号
債務者　太田紀美子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土井川哲也
4　破産債権の届出期間　平成26年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月19日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８３号
新潟県燕市吉田東栄町５番７号
債務者　井上　康彦
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江花　史郎
4　破産債権の届出期間　平成26年12月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月19日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７８５号
広島市安佐北区可部町大字勝木1288番地65
債務者　谷川　裕之
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　耕平
4　破産債権の届出期間　平成26年11月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月26日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７８６号
広島市安佐北区可部町大字勝木1288番地の65
債務者　谷川　勝三
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　耕平
4　破産債権の届出期間　平成26年11月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月26日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７８７号
広島市安佐北区可部町大字勝木1288番地310
債務者　谷川　　毅
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　耕平
4　破産債権の届出期間　平成26年11月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月26日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２６号
沖縄県中頭郡北中城村字熱田2070番地３　県営北中城団地１―702
債務者　村吉美津乃（旧姓大川）
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日高洋一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月22日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第９７号
愛媛県新居浜市松の木町９番64号、前住所愛媛県伊予郡松前町大字中川原322番地５
債務者　本田　和男
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐伯継一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月26日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１５０号
群馬県高崎市剣崎町687番地18
債務者　前川　英子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上原　光太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月14日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第４９号
北海道空知郡上砂川町字上砂川町100番地15（中央南２条２丁目１番13号）
債務者　横山　武雄
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀岡　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第３０１号
高知県高岡郡日高村本郷509番地１
債務者　坂本　泰助
1　決定年月日時　平成26年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　健吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月28日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年１月１日まで
高知地方裁判所破産係